

令和8年度鳥獣被害防止運動実施要領

1 趣 旨

野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減対策を効果的に推進するため、水稻やさつまいもなどの収穫を迎える9月から10月を「鳥獣被害防止運動強化月間」として設定し、各種広報活動等を通じて、集落ぐるみの「寄せ付けない」取組などを推進します。

2 期 間

令和8年9月1日（火）から令和8年10月31日（土）まで

3 主 催

鹿児島県

4 スローガン

集落ぐるみで鳥獣を「寄せ付けない」取組を実践しましょう！

～秋から冬の「えさ場」や「隠れ場所」をなくす～

5 取組事項

- (1) 農地や集落内等での鳥獣の「えさ場」や「隠れ場所」をなくす取組の実践
- (2) 侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵など）の点検

6 運動の展開

- (1) 県ホームページへの掲載
- (2) 県政広報番組（ラジオ）での放送
- (3) 推進資料などの配布